

固定資産税(償却資産)申告の手引き

日頃より、本市の税務行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、令和6年度の固定資産税(償却資産)の申告時期となりましたので、
申告書をお送りいたします。

償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、**毎年1月1日現在の所有状況**を申告していただくことになっております。

つきましては、**別紙記入例をご確認のうえ**作成し、期限までに提出していただきますようお願い申し上げます。

ご不明な点があれば裏面記載の担当者へお問い合わせください。

1 申告していただく方

令和6年1月1日(賦課期日)現在、新庄市内に事業用の償却資産を所有している事業者。

※所有権移転外リースの資産がある場合：「貸主」が申告。

所有権移転リースの資産がある場合：「使用者」が申告。

共有資産がある場合は、償却資産申告書の備考欄(No.18)に各持分を記載してください。

2 提出先

新庄市税務課 資産税室(税務課3番窓口)

3 申告の受付期間

令和6年1月4日(木)～1月31日(水)

4 提出書類

償却資産申告書及び種類別明細書

(1) 初めて申告される方

◎ 申告の対象となる資産

令和6年1月1日現在、新庄市内に所有する事業用資産。

(2) 前年度申告された方

種類別明細書に令和5年1月1日現在の所有資産を記載しております。

◎ 申告の対象となる資産

令和5年1月2日から令和6年1月1日までの間に取得した資産及び減少した資産。

5 申告される際の注意事項

(1) 申告の対象外となる資産について

- 自動車及び軽自動車税の課税対象となる資産。(トラクターや田植え機などの**小型特殊自動車**も**申告の対象外**となります。)
- 無形固定資産(ソフトウェア・権利関係など)。
- 使用可能期間が1年未満の資産。
- 取得価格が10万円未満の資産で、法人税法等の規定により一時損金算入している資産。
- 取得価格が20万円未満の資産で、法人税法等の規定により3年間で一括均等償却する資産。

(2) 申告漏れになりやすい資産について(ご注意ください!!)

- 法人税法等の規定を適用せず、耐用年数に応じた減価償却をしている資産。
- 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしている資産。
例) 中小企業者等の少額資産の損金算入の特例適用資産。
- 遊休又は未稼働資産、償却済資産。
- 企業等において管理している帳簿に記載されていない資産(簿外資産)。
※ただし、事業用に使用している場合に限る。
- 観賞用・興行用に供している生物。

(3) 償却資産と家屋の区分について

○ 家屋の所有者と設備等の所有者が同一の場合

独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産・事業に使用されるものについては「償却資産」として申告してください。

○ 家屋の所有者と設備等の所有者が同一でない場合

賃借人（テナント）等が取り付けた事業用の内装・造作及び建築設備等については、「償却資産」として扱い、**賃借人（テナント）側が申告する必要があります。**

(4) 課税標準額の特例適用について

課税標準額の特例対象となる資産を申告する場合は、償却資産申告書・種類別明細書に加え、「**固定資産税特例適用申請書**」及び**根拠資料（根拠法令に基づき、公的機関等から承認を得た証明書など）**を提出してください。

※固定資産税特例適用申請書は、本市ホームページから取得してください。

また、先端設備導入計画に基づく課税標準額の特例（地方税法附則第15条第45項）に該当する方へは、別途申請書を送付しておりますのでご確認ください。

(5) 申告書発送の有無及び送付先について

今回令和5年度分の申告をされた方につきましては、令和5年度の申告内容を印字した償却資産申告書・種類別明細書を送付しております。**令和7年度申告分以降送付が不要な場合は、償却資産申告書の備考欄（No.18）にその旨をご記載ください。**

また、**新規に送付先を設定される方、送付先を変更・廃止される方につきましては、同様に備考欄（No.18）に送付先の情報について詳しくご記載ください。**

6 償却資産への課税について

課税標準額は、申告書に記載していただく取得年月、取得価額、耐用年数、増加事由、個数に基づいて算出しますので、記載漏れがないようご注意ください。

なお、償却資産は**申告された資産の課税標準額の合計が150万円**を超えると課税対象となります。

また、償却済みの資産であっても現に使用している場合は、申告の対象であり、取得価格の**5%**が評価額として残り、算出された評価額が取得価

格の5%を下回る場合は、取得価格の5%が評価額となります。

税制優遇措置等を受けていない場合は、**評価額＝課税標準額**となります。

7 償却資産の税額の計算について

※端数処理は考慮していません。

○ 税額の求め方

税額＝課税標準額×1.4%

○ 評価額（課税標準額）の求め方

【令和5年度中に取得された償却資産】

評価額＝取得価格×（1－耐用年数に応じる減価率/2）

【令和5年度以前に取得された償却資産】

評価額＝前年度評価額×（1－耐用年数に応じる減価率）

※減価率につきましては、以下の「減価残存率表」を参考にしてください。

《減価残存率表》

※「固定資産評価基準」別表第15「耐用年数に応じる減価率表」より一部抜粋

耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率
1	—	8	0.250	15	0.142
2	0.684	9	0.226	16	0.134
3	0.536	10	0.206	17	0.127
4	0.438	11	0.189	18	0.120
5	0.369	12	0.175	19	0.114
6	0.319	13	0.162	20	0.109
7	0.280	14	0.152	以下、省略	

【提出先・お問い合わせ先】

新庄市税務課資産税室（税務課3番窓口）

〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号

電話：0233-29-5538（直通）担当：八鍬・柿崎

E-mail：zeimu@city.shinjo.yamagata.jp